

M&A における移転価格税制の観点からの 税務リスクの蓋然性の検討

Issue 118, June 2019

In brief

2015年のBEPS(Base Erosion and Profit Shifting(税源浸食と利益移転))プロジェクトの最終報告を受けて、日本を含むBEPS参加国・地域(約130)は、それぞれの国内法の整備を進めています。日本でも2016年度(平成28年度)税制改正で移転価格文書化規定を導入し、2019年度(平成31年度)税制改正で評価困難な無形資産取引について事後調整を行うことができるようになりました。これにより、多国籍企業グループを買収(M&A)する場合、移転価格文書が用意されていることが予想されデューデリジェンスのプロセスの中で移転価格リスクの蓋然性の検討を進めることができるようになることが期待されます。また、今後は買収の対象となる多国籍企業グループ内における無形資産の譲渡取引価格については一段の注意が必要となります。

In detail

1. BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト

近年の企業買収(M&A)では、海外に子会社を有する多国籍企業グループ(以下「対象会社」という。)を対象とする案件が多く、対象会社が国境を超えるグループ内取引を行っている場合には、デューデリジェンスのプロセスにおいて移転価格税制の観点から税務リスクを検討することが必要になります。しかし、これまでのデューデリジェンスでは、移転価格に関する情報開示に制限があったり、時間的な制約から移転価格リスクを把握することが極めて困難でした。そのため、移転価格リスクについて十分な検討がなされないことが多かったようです。

ところが、2012年6月、G20・OECDが、一部の多国籍企業が各国の税制の違いを利用した課税逃れに対して、各国の税制の調和を通じて対応することを目的としてBEPS(Base Erosion and Profit Shifting(税源浸食と利益移転))プロジェクトを立ち上げ、2015年10月にBEPSプロジェクトとして15の行動計画について勧告をまとめた最終報告書が公表されました。このBEPSプロジェクトの15の行動計画には、移転価格税制に関するものが含まれており、デューデリジェンスの中で移転価格リスクの蓋然性を検討するにあたり、有益な情報が得られることが期待されます。

2. BEPS 移転価格文書化(Documentation)

BEPSの15の勧告のうち、移転価格税制に関するものとして移転価格文書化(Documentation)の再検討があります。移転価格文書化の再検討の結果、多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して適正な課税を行うため、多国籍企業のグローバルな活動・納税の状況を把握することを目的として、(イ)各国共通の様式を用いた国別報告書、(ロ)マスターファイル及び(ハ)ローカルファイルの

3つの文書(Documentation)を作成することが勧告され、日本では、平成28年度税制改正において、BEPSプロジェクトを踏まえた移転価格文書化規定が導入されました。

前記(イ)国別報告書は、所定の様式にグループ会社の所在地国ごとの総収入・所得・資本金等の財務情報、従業員数、有形資産の額、主要事業等を記入することとなっており、(ロ)マスターファイルにはグループの構成事業体と資本関係、事業概要、保有する無形資産の情報、グループ内金融活動に関する情報、グループ全体の財務状況と納税状況を記載することが求められています。そのため、これらの書類を見れば、多国籍企業グループがどの国でどのような経済活動を行っているかを把握することができ、またそれぞれの国の収入や所得等を概観することができます。さらに、(ハ)ローカルファイルでは、多国籍企業グループの各社が行う関連者間取引の内容と独立企業間価格を算定するための情報を記載しますので、多国籍企業グループ各社が行うグループ内取引の詳細を知ることができ、かつ、独立企業間価格の算定の結果も知ることができます。もちろん、デューデリジェンスにおいてマスターファイルの記載内容の合理性やローカルファイルで算定されている独立企業間価格の妥当性を検討する必要がありますが、これら3つの文書を用いることで、移転価格に関するリスクの蓋然性の検討を進めることができるものと考えられます。

3. BEPS 評価困難な無形資産

多国籍企業のグループ企業間で無形資産取引を行う場合、移転価格税制に基づいてその対価を算定することが求められており、その対価の妥当性を巡り、税務当局と係争となることがあります。そのため、これまで通り、対象会社がグループ内で行う無形資産のライセンス取引については、デューデリジェンスにおいて無形資産の所有関係、ライセンス関係、使用料等を確認し、無形資産のライセンス取引に係る移転価格リスクの評価を行うことが有益となります。

無形資産に関して BEPS 最終報告書では、評価テクニックであるディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下「DCF」という。)を用いることができるようになったほか、無形資産取引のうち評価困難な無形資産(Hard-to-Value Intangibles)の取引価格について、税務当局は事後的な所得情報を推定証拠として用いることができ、納税者から反証がない場合には、独立企業原則に基づき取引時における取引の対価を算定し直すこと(事後調整)が提唱されました。この提唱を受け、OECD 移転価格ガイドライン第6章無形資産のセクションの改定が行われました。

日本では、平成31年度税制改正において、OECD 移転価格ガイドラインの改定内容等を踏まえ、独立企業間価格の算定方法としてDCF法が加えられたほか、評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置が導入され、予測キャッシュ・フロー等の額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること等の要件を満たす評価困難な無形資産取引について、予測と実績の結果が相違した場合には、税務当局が実際の結果(及び相違の原因となった事由の発生可能性)を勘案して当初の価格を再評価できるようになります(ただし、再評価後の価格が当初の価格の20%を超えて相違した場合のみ)。そのため、今後は対象会社が過去にグループ内で評価困難な無形資産の取引を行っている場合や対象会社グループの一部を買収するために評価困難な無形資産を切り出して取引する場合には、買収後に税務当局から当該評価困難な無形資産の取引価格が問われる可能性がありますので、デューデリジェンスの中で取引価格の計算にあたり使用した情報(財務情報及び前提条件)と計算の内容を取得・確認することが重要となります。

(1) 評価困難な無形資産とは

評価困難な無形資産とは、無形資産の取引時点において、(イ)信頼できる比較対象取引が存在せず、かつ、(ロ)取引開始時点において、移転された無形資産から生じる将来キャッシュ・フローもしくは収益についての予測又は無形資産の評価で使用した前提が非常に不確かで、移転時点で当該無形資産の最終的な成功の水準に係る予測が難しいもの、とされています。

(2) 評価困難な無形資産の取引対価算定における問題点

評価困難な無形資産を取引する場合、その無形資産の取引時点において、その価値を算定することが極めて難しいという問題が生じます。例えば、親会社が開発途中の無形資産を海外の子会社に譲渡する場合に、まだ完成していない無形資産の価値を評価する際にこのような問題が生じます。

(3) 事後調整の適用除外

評価困難な無形資産が取引される場合であっても、以下のいずれかに該当する場合、税務当局は事後調整を行わないこととされています。

- (イ) 評価困難な無形資産の取引時点での予測の詳細(予測可能な事象やリスク)があり、かつ、予測と実際の結果の大きな乖離が取引時点では予見不可能であったこと(書類が作成されていること)
- (ロ) 評価困難な無形資産取引が二国間又は多国間の事前確認(APA)によりカバーされていること
- (ハ) 取引時点での予測と実際の結果の乖離が、取引時点で設定した価格の20%以内であること
- (ニ) 評価困難な無形資産に係る収入を得てから5年を経過していること

なお、上記のうち、(ハ)及び(ニ)は時間経過後に適用除外規定への該当性が明らかになりますので、デューデリジェンスにおいて(ハ)及び(ニ)の規定に照らし合わせたリスク評価は難しいことが多いものと考えられます。しかし、(イ)は納税者において取引時点で何が予見可能であったか、何が価格算定の前提となっていたか、さらに予測と実際の結果の乖離の原因が予測不可能な事象から生じたことを立証する書類を準備することにより、適用除外を主張することができます。したがって、(イ)に該当する書類がない場合には、適用除外の主張はできず、結果的に(ハ)又は(ニ)に該当しないと事後調整のリスクが潜在するというようになります。そのため、対象会社において評価困難な無形資産取引を行っている場合には、デューデリジェンスにおいて、(イ)に該当する書類の内容を確認することが移転価格リスクの蓋然性を検討するうえで有益であると考えられます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル 15階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

山岸 哲也

パートナー

向田 和弘

パートナー

大橋 全寿

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 680 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 250,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2019 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。